

平成26年8月18日

福井市建設コンサルタント業務等
競争入札参加資格者 各位

福井市財政部契約課長

福井市建設コンサルタント業務等競争入札参加資格の要件の改正について

平成26年3月26日付「平成26年度の入札制度改正について」（福井市HP「入札の広場」）にてお知らせしておりますが、平成27年度から市内業者及び準市内業者の要件を下記のとおり改正いたします。要件を満たさない場合は、平成26年度末で登録業種別に資格を抹消しますのでご注意ください。

業種	市内業者	準市内業者
測量	登録証明書（申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの）の申請者の所在地が福井市内にある者	測量法第55条の8第1項の規定に基づく書類の別表第12（第14条関係）の営業所名の欄に委任された営業所等の記載がある者
建築関係建設コンサルタント	建築士事務所登録証明書（申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの）の事務所の所在地が福井市内にある者	建築士事務所登録証明書（申請書提出日以前3ヶ月以内に発行されたもの）の事務所の所在地の欄に委任された営業所等の所在地の記載がある者
土木関係建設コンサルタント 地質調査 補償コンサルタント	登録規程に基づく現況報告書の主たる営業所が福井市内にある者	登録規程に基づく現況報告書のその他の営業所の欄に委任された営業所等の記載がある者

※準市内業者… 契約の締結等の権限を委任された営業所等が福井市内にあり、法人市民税の事業所開設届を提出している者で、委任された営業所等について上記の要件を満たしている者。ただし、委任された営業所と他の営業所との重複登録、及び委任された営業所等の代表者と他の営業所等の代表者との重複（兼任）は認めない。

※各業種毎の現況報告書等の見本については別紙を参照してください。

お問い合わせ
福井市財政部契約課
TEL 0776-20-5277